

平成29年度 第1回 市史編さん委員会 会議録 [要録]

会議名称 平成29年度 第1回 市史編さん委員会
開催日 平成29年10月24日（火）午後1時35分～3時10分
会場 佐倉市役所3階会議室
出席者 市史編さん委員
利根基文委員長 近森正委員 堀越正行委員 五十嵐公一委員
白土貞夫委員 中澤恵子委員 内田儀久委員 岩淵令治委員
事務局 須合文博行政管理課長 土佐博文副主幹 長谷川佳澄主任主事
記録作成 長谷川佳澄

会 議 内 容

会 議

【議題1】『佐倉市史料叢書 帝国在郷軍人会佐倉町分会』の刊行について

〔事務局〕

『佐倉市史料叢書 帝国在郷軍人会佐倉町分会』の刊行について説明。当該資料は、五十嵐委員から寄贈を受けた。現在は翻刻文と原本を照合した上で、入力作業を進めている。解題は埼玉大学教授で元佐倉市史近現代史専門部会員の一ノ瀬俊也氏に依頼している。『佐倉市史料叢書 古今佐倉真佐子』と同じA4版だが、段落内の改行は反映せず追い込む形を取る。大体200頁前後となる予定。口絵写真、凡例、目次、解題、本文の他、附録として関連年表、歴代分会長一覧、参考文献、『佐倉市史研究』第20号掲載の塚本良子氏作成の新町地図を掲載したいと考えている。11月に編集作業を終え、12月に印刷の契約、1～3月で校正を行い、3月末に刊行予定。

〔五十嵐委員〕

入手の経緯を説明しておく。15年程前、新町通りで複数の家屋・店舗を改築する際に蔵や倉庫を解体するということがあり、それらの蔵の中の古物を買取った千葉市の骨董商から入手した。入手先の骨董商は、何軒も買い取りに赴いた家があるとのことで、入手先と思われる商家の名を1～2軒ほど挙げていた。新町の商家から出てきたものであることは間違いない。

〔白土委員〕

現在の所蔵者は誰か。

〔事務局〕

五十嵐先生から寄贈を受け、現在は佐倉市が所蔵している。

〔中澤委員〕

入手の経緯については、公表して良い部分は解題に掲載されるのか。

[事務局]

解題執筆者にまだ入手の経緯を伝えてはいない。入れるということになれば、執筆者にその情報をお伝えし、加味していただく形となる。

[五十嵐委員]

新町の商家の蔵にあった、ということだったが、業者としては価格的に儲からないものという認識があるので、入手先を正確に記憶していなかったと思われる。

[中澤委員]

解題か、もしくは違う形で出すという方法もあるとは思いますが、もし入手経緯に言及しないのであれば、編さん室で五十嵐委員から詳しい入手経緯を聞き取り、記録として残しておいた方が良いと思う。

[近森委員]

この資料の最後の記事は昭和20年8月14日だが、資料の作成された年号はいつか。

[事務局]

この資料は、歴代の分会長等が記事を書き足していったもので、おそらく最後の記事で筆を置いたものだと思う。ある程度のところで、清書のようなことをしていたのかもしれない。

[近森委員]

では、この資料の元になったメモのようなものがあつたのかもしれない。

[事務局]

資料中に「永久文書綴」の存在が記載されているが、そちらは現存していない。今回は、佐倉市が別途所蔵する「大正三年度帝国在郷軍人会佐倉町分会決算報告」を、参考資料として掲載する予定である。

[五十嵐委員]

この資料を入手した際、『佐倉市史』の近現代編の刊行が計画されていたので、骨董商に他に関係するものはないかと尋ねたが、ないとのことであった。冊物は多少の商品価値があるので古美術商などに回るが、それ以外の文書は商品にならないと判断し、廃棄されてしまったのではないかと。

[岩淵委員]

翻刻について。翻刻原稿に挿入文があるが、本文と識別がつかないので、記号を変えてもよいのではないかと。また、解読不能箇所が[]で示されているが、凡例に記載されていないので、加えた方がよい。あと、抹消箇所が傍線で消されている箇所があるので、そこも訂正が必要と思われる。

[事務局]

解読不能箇所については、照合作業でできるだけ埋めていきたいが、どうしても解読できない場合は凡例に加える。また、抹消箇所については、お渡しした翻刻原稿はワードでベタ打ちにしたもので、凡例の訂正記号が反映できていない。入稿時に調整する。挿入文については、フォントや文字サイズを変えるなどして対応したい。

[委員長]

それでは、今年度の市史編さん刊行物として『佐倉市史料叢書 帝国在郷軍人会佐倉町分会歴史』につ

いて、委員の皆さまのご意見を参考とさせていただきながら今後年度末の刊行に向けて事務局が準備を進めさせていただくということでご承認いただけるか。

—異議なし。—

【議題2】『佐倉市史料叢書』（平成30年度～36年度）の刊行計画について

〔事務局〕

『佐倉市史料叢書』の刊行について事務局案を説明。昨年度承認いただいた刊行計画を、編さん委員の意見を踏まえ一部変更を提案。平成33年度に刊行を予定していた「但馬鑿之丞日記」は、個人的な記事が多く含まれることから刊行計画から除き、平成35年度刊行予定であった旧根郷村の「村会雑俎」を平成33年度に刊行したい。また、平成36年度刊行予定として、明治大学図書館蔵の「佐倉領雑記」を追加したい。

年度別の刊行計画については、今年度に『帝国在郷軍人会佐倉町分会歴史』の刊行と「佐倉古名鑑」の翻刻と筆耕作業、来年度に「佐倉古名鑑」の刊行と「旧町村事務報告」の翻刻と筆耕、平成31年度は「旧町村事務報告書」の刊行と「御医師日誌」の翻刻と筆耕、平成32年度は「御医師日誌」と「村会雑俎1」（分量が多いため分冊刊行になる）の翻刻・筆耕、平成33年度は「村会雑俎1」の刊行と「青菅村名主日記」の翻刻・筆耕、平成34年度は「青菅村名主日記」の刊行と「村会雑俎2」の翻刻・筆耕、平成35年度は「村会雑俎2」の刊行と「佐倉領雑記」の翻刻・筆耕、平成36年度は「佐倉領雑記」の刊行、となる。

〔白土委員〕

前回の編さん委員会の際、自分は「但馬鑿之丞日記」の刊行について賛成したが、中澤委員から個人のプライバシーに関わる部分が多い資料であるので慎重に進めた方が良い、というご意見があった。再考すると、確かにその通りである。自分が『佐倉市史 巻4』を執筆した際にも使用した史料で、貴重な史料であることには間違いないが、公にすると人名が多く出てくることもあり、差障りが生じると思う。計画の変更はやむを得ないと思う。

ただ、今後について考えると、貴重な史料ではあるので、保存については十分配慮し、閲覧者を限定するにしても、使用目的等を審査して問題なければ閲覧に供してほしい。

〔事務局〕

史料集においては「史料をありのままに出す」ことが基本であるので、個人的な事柄の多い「但馬鑿之丞日記」には慎重な対応が必要である。ただ、今後閲覧希望者がいれば、その都度対応していく。

〔白土委員〕

関連する事項として、今、政府の国会答弁等を聞いていると、公文書の保存期間の適正さが話題になっている。佐倉市の場合、公文書保存条例はあるのか。

〔事務局〕

公文書の保存年限については、「佐倉市文書管理規定」という内部規定がある。その中で、1年保存、5年保存、10年保存、永年保存という形にしている。永年保存文書は溜まる一方で、所蔵場所がひっ迫しているため、その見直し等も含めて今後進めていくことを予定している。現状では歴史的な文書は永年保存という分類になっている。また、永年保存文書でなくなった文書については、市史編さん担当が歴史

的文書として保存している。

〔白土委員〕

その判定は誰が行っているのか。

〔事務局〕

一般の行政文書という点では各担当職員が行っているが、歴史的な文書という点では市史編さん担当職員が行っている。

〔白土委員〕

保存場所がないという理由で廃棄される文書の中に、貴重な史料が含まれるケースがあるので、配慮してほしい。

〔内田委員〕

青菅の設楽家には、刊行計画の中の名主日記の他の文書はあるのか。

〔事務局〕

設楽家は、教育委員会が建物調査を行っている。その過程で、古文書があるとの情報が寄せられ、市史編さん担当で預かり、整理をした。点数は2～300点ほど。近世・近代の貴重な史料も多かった。

〔内田委員〕

設楽家については、名主日記の刊行以外にも、別の角度でも注意していった方が良いのではないかと。

〔岩淵委員〕

「佐倉領雑記」は、何かのコレクション中の史料なのか。最新の記事は文化年間とのことだが、作成年代や作成者等、来歴や記載内容について分かっていることがあれば教えてほしい。

また、来年度刊行予定の「佐倉古名鑑」には家紋が掲載されているが、どのように反映させるのか。藩士の子孫等からの問合せが多くなるような史料なので活字化は望ましいことだが、いろは順に記載されているので、あいうえお順の索引を作成すると良いと思う。索引については、本人のみにするのか、上段に記載されている先祖まで含めて作成するのか、どのようなものを想定されているのか。

〔事務局〕

「佐倉領雑記」は明治大学図書館の所蔵で、昭和30年代に受け入れたとのこと。コレクション中の史料ではなく、単独の史料のような印象を受けた。内容的には、藩士の手控的なものと考えている。佐倉藩のことだけでなく、国尽くしや村尽くしのような内容も含まれるので、こういった性質のものなのか、慎重に検討する必要がある。

「佐倉古名鑑」については、50音順の索引を作成する。検索の便を考慮し、本人だけではなく、上段の祖先名も含めて索引を作成する予定。特に、藩の公式記録には記載されない諱が記載されているのは貴重なもので、そちらも索引に加えたい。家紋については、この史料から取るか、家紋帳のようなものから取る予定であるが、中には特殊な家紋もあるので、それらは作図してもらえないかと思っている。また、1家ずつ記事を記載した紙が貼ってある形の文書であるが、一部その紙が欠落している箇所もあることは、ご留意いただきたい。

[岩淵委員]

「佐倉領雑記」については、まだ刊行まで時間があるので、内容的なことについて調査を進めてほしい。

[白土委員]

『在郷軍人会佐倉町分会歴史』の附録の地図は、『佐倉市史研究』第20号に掲載されたものを提示されているが、国立歴史民俗博物館の報告書にはより詳細な佐倉町の地図が掲載されていたと記憶している。こちらを採用した理由は何か。

[事務局]

国立歴史民俗博物館の報告書に掲載された佐倉新町の地図と『佐倉市史研究』第20号掲載の地図は、同じ人物が作成したものである。『佐倉市史研究』第20号の方が後年に刊行されており、最新の研究成果として提案させていただいた。ただ、『佐倉市史研究』第20号の新町地図中に現代の建物として記載されているものの中には、現存していない施設もある。その部分については、作成者にご了承いただいた上で修正する形になるかと思う。

[委員長]

委員の皆さまから貴重なご意見をいただいた。これらのご意見を踏まえ、次年度以降『佐倉市史料叢書』を提案された計画に従って刊行を進めていくということで、ご承認いただけるか。

—異議なし。—

【その他】

[委員長]

本日の議題は以上だが、その他、委員の皆さまからご意見があれば、ご発言をお願いしたい。

[近森委員]

平成36年度までの『佐倉市史料叢書』の刊行計画ができたが、その他の市史編さんの事業として、教育史の分野の物は作成しないのか。

今年度刊行の『帝国在郷軍人会佐倉町分会歴史』の記載を見ると、国民学校で色々な軍事に関する行事を行ったような記載がある。終戦後1年しか用いられなかった文部省の暫定教科書は、国会図書館ですら所蔵していない。このように、戦後の教育が混乱している時期の記録は大変集めにくくなっている。また、地域ごとに状況が異なる上、当事者でないと分からないようなこともあるが、その当事者の高齢化が進んでいる。聞き取り調査も視野に入れて調査を行い、記録を残してはどうか。

[事務局]

内田委員が編さん室にいたころに、市史の事業として佐倉聯隊に関する聞き取り調査を行ったが、当時の関係者はほぼ鬼籍に入ってしまったと思う。

教育史の分野については、かつて教育委員会が編さん事業を行っていたと記憶していたが、聞き取り調査等は行っていなかったか。

[内田委員]

かつて教育委員会で、市内の小中学校に保管されていた学校日誌から、各学校の沿革を調査し編さんし

たことはある。ただ、どの学校から分かれて成立した、というような枝葉のことで、聞き取り調査まで行っていたかは定かではない。

〔中澤委員〕

他市町村で学校の調査を行った際、金庫等から学校日誌が出てくることがある。佐倉市では、後から編さんされたものではない当時の沿革史について、残存状況は調査したのか。

〔内田委員〕

佐倉市教育委員会で各学校の学校史を作成することになり、退職した校長先生等が5～6年かけて各学校の沿革史を作成した。その際、学校の金庫に学校日誌がおさめられていると伺った。ただ、学校によって内容の詳細さには差異がある。

〔白土委員〕

終戦時、自分は小学校6年生であった。学校日誌の記述は簡潔であり、自分が記憶しているような、終戦当時にどのように学んでいたか分かる記述があるものは、佐倉市からは出てこなかったように思う。実際に体験した人は少なくなっており、聞き書きは急いだ方が良いと思う。

〔五十嵐委員〕

学校日誌や生徒名簿は永年保存だが、生徒数や校長名等、役所に報告した事項のみであった。また、新制中学校以降のものしか残存していなかった。ここ数年は、個人情報等に関わる文書は保存年限が過ぎれば破棄する傾向にある。

また、大正生まれで戦後に教えていた先生方の自伝を見ると、自分たちが新しく始めたことは書いてあっても、どのようなことで苦勞をしたのか、ということは書いていない。当時の生徒・児童の聞き書きが重要になってきた時期ではないかと思う。

〔白土委員〕

現代にはない制度で、代用教員というものもあった。代用教員だった方の話を聞いていくのも良いと思う。

〔中澤委員〕

教育史ではないが、先ほど白土委員がおっしゃっていた公文書の問題について。『佐倉市史 巻4』執筆時に、市役所や旧町村役場の公文書が残っておらず、使えずに困った、ということがあった。千葉県では公文書が大量になくなるという問題が起これ、この機会に市町村の公文書の保存について考えていこう、という機運もある。是非、佐倉市でも、将来のためにも、歴史的公文書の基準を考え、保存の場所や方法について具体的な方針を定めてほしい。

〔白土委員〕

私も同感である。可能であれば、どのような公文書が歴史的公文書になったのか、主要な文書のタイトルだけでも、編さん委員会の場で公開していただければ、参考になると思う。

〔事務局〕

保管場所を動かしている、というよりは、歴史的文書ではないと思われる文書を廃棄している状況である。残った文書を別途記録に留めているという訳ではなく、改めてリストを作成するとすると、編さん担当職員が2名しかいないため、作業が困難である。どのようなものを集めているのか、程度であれば、

示すことができると思う。国等において歴史的文書の基準のようなものが示されており、佐倉市でもそれにのっとった形で残そうと、準備を進めていこうとしている。そのようなものでよろしければ次の委員会で示す。

〔白土委員〕

以前、文化課の計らいで保存してある場所（元の農業共済組合）を拝見したことがあるが、大変だという印象を受けた。

〔事務局〕

おそらくご覧になったのは、物品を保管してある場所だと思う。文書についても似たような現状である。

〔中澤委員〕

残しているのは、永年文書のみか。

〔事務局〕

永年保存文書は、一定期間が過ぎるとマイクロフィルムに撮影し、紙の方は廃棄している。従って、廃棄するのは、保存年限が過ぎた1年、5年、10年保存文書及びマイクロフィルムの撮影が終わった永年文書ということになる。廃棄予定の文書の中から、歴史的な文書を選別して残し、残りを完全に廃棄する形となる。1年保存であっても、歴史的に意義があると見なされれば、歴史的な文書として保存される。

〔委員長〕

他にご意見はないか。それでは、長時間にわたりご審議ありがとうございました。以上を持ちまして、会議の進行は終了する。

〔事務局〕

ありがとうございました。以上をもちまして、平成29年度第1回佐倉市史編さん委員会を終了します。